

協議事項

(3) 淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について

令和5年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められました。

これに伴い、淡路市国民健康保険条例（平成17年淡路市条例第144号）における罰則規定に関し引用する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条及び同条例に罰則を定める根拠となる同法第127条が令和6年12月2日に改正され、「被保険者証」の返還に係る規定が削られることから、次のとおり改正する条例を9月議会に上程します。

現 行	改 正 後（案）
（罰則） 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第12条 （略） 第13条 （略） 第14条 （略）	（罰則） 第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第12条 （略） 第13条 （略） 第14条 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。